

令和元年度 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和元年度塩谷町一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】地方消費税交付金(社会保障財源化分) 社会保障財源交付金 87,696 千円
 【歳出】地方消費税交付金(社会保障財源化分) 社会保障財源交付金が充てられる社会保障施策に要する経費 1,276,062 千円

(単位:千円)

款	項	目	令和元年度 決算額	財源内訳						
				特定財源				一般財源		
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	地方消費税 交付金 (社会保障 財源化分)	その他	
3	1	1	社会福祉総務費	23,448		1,381			2,054	20,013
		2	国民健康保険費	80,111	12,299	38,530			2,725	26,557
		3	障害福祉費	260,256	108,564	9,310			13,251	129,131
		4	老人福祉費	446,936		24,160		2,304	39,132	381,340
			小計	810,751	120,863	73,381	0	2,304	57,162	557,041
	2	1	児童福祉総務費	366,030	60,168	38,895		26,966	22,336	217,665
		3	母子福祉費	43,512		8,202			3,286	32,024
			小計	409,542	60,168	47,097	0	26,966	25,622	249,689
			合計	1,220,293	181,031	120,478	0	29,270	82,784	806,730
	4	1	保健衛生費	55,769	1,539	1,447			4,912	47,871
予防費										
		合計	55,769	1,539	1,447	0	0	4,912	47,871	
		計	1,276,062	182,570	121,925	0	29,270	87,696	854,601	

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各費目に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。